

国民保護計画に基づく避難実施要領
作成マニュアル
(避難実施要領のパターン)

令和 6 年 3 月
柏 原 市

目 次

第1章 基本指針	1
1 目的	1
2 計画の構成	1
3 避難実施要領の作成について	1
第2章 避難実施要領のパターン作成について	2
1 パターン作成の必要性	2
2 想定されるケース	3
第3章 避難誘導における留意点	4
1 各種の事態に則した対応	4
2 避難誘導の進め方	5
3 市民への情報提供	6
4 避難行動要支援者等への配慮	7
5 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現	8
6 学校や事業所における対応	9
7 民間企業による協力の確保	9
8 住民の「自助」努力による取組みの促進	9
第4章 住民の行動要領	10
1 警報が発令された場合にとるべき行動等	10
2 身の回りで急な爆発が起こった場合の行動等	11
3 武力攻撃の類型などに応じた避難などの留意点	11
4 化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合の留意点	14
5 けがなどに対する応急措置	18
6 日頃からの備え	20
第5章 避難実施要領パターン（案）	22

第1章 基本指針

1 目的

このマニュアルは、柏原市国民保護計画における「第3編 平素からの備え 第2章 避難・救援・災害対処 第1節 避難」に示すとおり、「避難実施要領のパターン作成手引き（消防庁）」に基づき、避難実施要領作成に係る方針及び事前に想定される避難パターンを定めるものである。

2 計画の構成

本計画の構成は以下の通りである。

第1章 基本方針

第2章 避難実施要領のパターン作成について

第3章 避難誘導における留意点

第4章 住民の行動要領

第5章 避難実施パターン（案）

3 避難実施要領の作成について

柏原市長は、国民保護事案発生時には、市の関係各課などと緊密な意見交換を行いつつ、直ちに避難実施要領を作成することとなっている。

一方で、実際に国民保護事案が発生し、住民の避難が必要な状況では、迅速な避難実施要領の作成がままならず、避難誘導に至るまでに時間を要してしまうことが考えられる。

そのため、平素から消防庁が作成するマニュアル及び府計画を参考に、複数の避難実施要領のパターン（市域を越えるパターンを含む）をあらかじめ作成し、避難実施要領に必要な記載内容や作成手順について、習得しておく必要がある。ここでは、3つの国民保護事案を例に、避難実施要領のパターンを作成する。

【避難実施要領に定める事項】

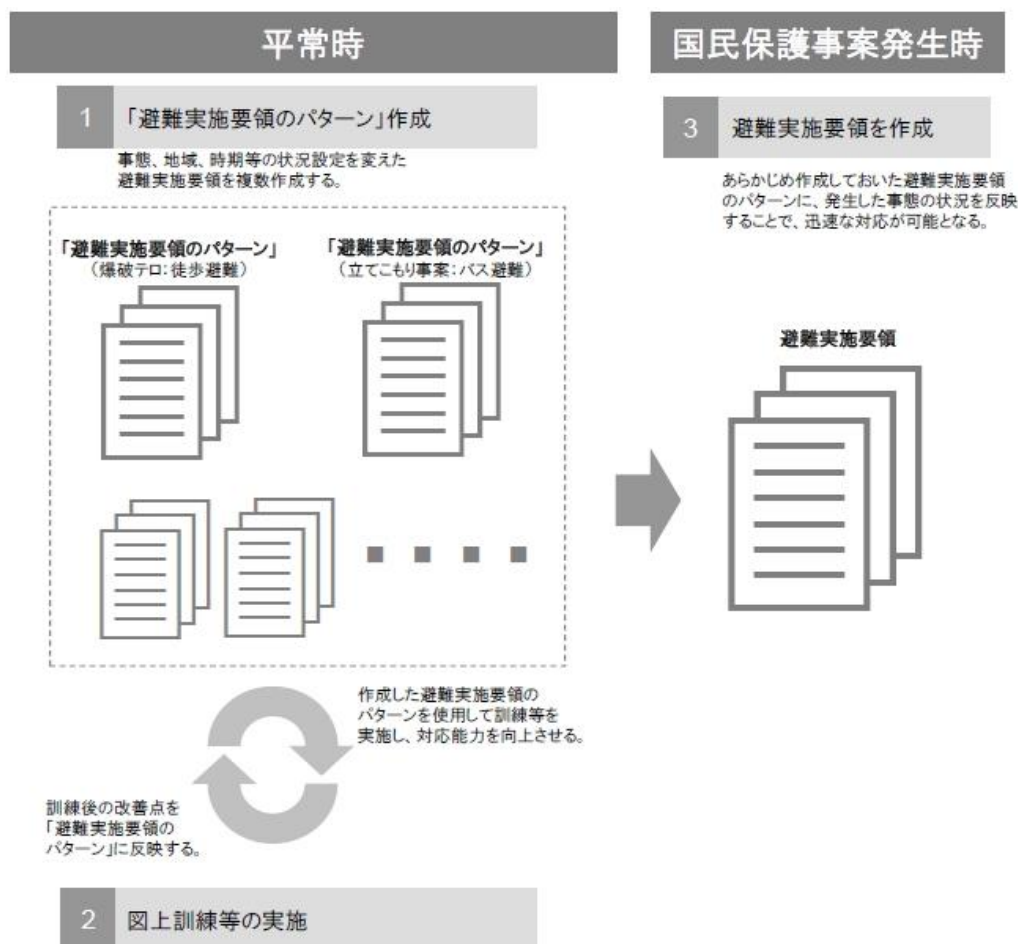
- i 避難経路、避難手段その他避難方法に関する事項
- ii 避難誘導の実施方法、関係職員の配置その他避難誘導に関する事項
- iii 上記のほか、避難の実施に必要な事項

第2章 避難実施要領のパターン作成について

1 パターン作成の必要性

現実の国民保護事案の態様は、事案の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別ではあるが、「避難実施要領のパターン」を平素から作成することによって、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の相場観やノウハウを培うことが可能である。

「避難実施要領のパターン」を作成するために検討した事項は、国民保護事案だけではなく、自然災害における住民の避難の際にも活かすことができるものと考えられるほか、「避難実施要領のパターン」を検討し、作り上げていく作業自体が、一種の訓練としての効果も持ち得るものであり、図上訓練等で使用して、その改善点をフィードバックすることにより、万が一の事態が発生した場合の対応能力が向上することとなる。



避難実施要領のパターンの活用方法
(「避難実施要領のパターン」作成の手引き より抜粋)

2 想定されるケース

国民保護事案として想定されている事態には、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）及び緊急対処事態があり、これらの事態ごとに、さらにいくつかの類型が想定されている。

（武力攻撃事態及び緊急対処事態の類例）

基本指針においては、武力攻撃事態は、①着上陸侵攻、②ゲリラ・特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃の4つの類型が想定されており、緊急対処事態については、①原子力事業所等の破壊や石油コンビナートの爆破等、②ターミナル駅や列車の爆破等、③炭疽菌やサリンの大量散布等、④航空機による自爆テロ等が例として想定されている。

第3章 避難誘導における留意点

1 各種の事態に則した対応

(事態に即した避難誘導)

- ・弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、市域中心部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導のあり方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正する場合もある。

(弾道ミサイル攻撃の場合)

- ・弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することになる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を住民に対して周知しておくことが主な内容となる。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合)

- ・ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、府警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。

(突発的なテロなど時間的な余裕がない場合)

- ・市中心部での突発的なテロなど時間的な余裕がない場合においては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。

(住民への情報提供・避難行動要支援者の避難誘導の重視)

- ・行政機関の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び避難行動要支援者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

2 避難誘導の進め方

（避難誘導の方針）

- ・対策本部長による、避難措置の指示の内容、警報の内容（特に国民保護法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- ・他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃等のように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。

（避難実施要領の作成）

- ・避難実施要領の作成にあたっては、市の関係各課などと緊密な意見交換を行うこととしており、その際に、情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。
- ・国の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に柏原市の職員を連絡員として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

（避難誘導に係る情報の共有化、一元化）

- ・柏原市国民保護対策本部は、市域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが、事態の変化等に迅速に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、必要に応じ、現地調整所を設けて、活動調整にあたる必要がある。
- ・避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておく必要がある。また、現地調整所の職員は、柏原市国民保護対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。

3 市民への情報提供

(情報提供の方針)

- ・国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導にあたっては、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。

(情報提供の在り方)

- ・情報の提供にあたっては、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供することとする。それは、市民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。
- ・放送事業者の有する情報伝達の即時機能に鑑み、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要である。

(情報提供の際の配慮)

- ・避難行動要支援者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのために、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。
- ・NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の住民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に速やかな情報提供に心がけなければならない。

(情報特性を考慮した対応)

- ・武力攻撃やテロについては、我が国においてあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に小さな事象に対し過剰に反応することや（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思い込みで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭におき、住民に対して必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- ・また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

4 避難行動要支援者等への配慮

- ・避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、避難行動要支援者等への対応が重要であり、避難誘導にあたり常にこのことを意識する必要がある。
- ・また、建物が堅牢であることを前提に、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- ・具体的には、以下の避難行動要支援者への支援措置を講じていくことが適当と考えられる。

■避難行動要支援者等への支援措置

- ① 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての対応
- ② 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
- ③ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
- ④ 一人ひとりの避難行動要支援者のための「個別計画」の策定等

- ・また、老人福祉施設等の施設の管理者において車イスや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。

5 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

（避難過程の安全確保）

- ・避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提となる。

（避難誘導員の配備）

- ・避難誘導の開始時において、府警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整にあたらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図る。また、指定緊急避難所からバス等で移動する場合においては、当該指定緊急避難所において職員を住民の搭乗等の調整にあたらせる必要がある。

（避難誘導の先導）

- ・避難誘導の実施にあたり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- ・このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

■ 避難誘導の留意点

- ① 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになることから、誘導にあたる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ② 誘導員は、腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること。
- ③ 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ④ 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

- ・また、避難誘導の実施にあたり、避難住民が興味本位で危険な地域に向かったり、避難から脱落したりすることがないように、注意する必要がある。

6 学校や事業所における対応

- ・学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考える必要がある。
- ・学校の場合、時間的に余裕があるときは保護者に連絡して、児童・生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者を招集するいとまがないときには、学校の管理下で、担任教職員等が児童・生徒と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に所在する児童・生徒等についても同様とする。）。
- ・こうした取り組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

7 民間企業による協力の確保

- ・災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず、近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たす。
- ・例えば、市中心部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施することや、企業が持つ情報発信媒体でタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）することは、大きな効果を生む。
- ・こうした取り組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進める必要がある。

8 住民の「自助」努力による取組みの促進

- ・災害時では、「自助 7 割、共助 2 割、公助 1 割」であると、一般的に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大震災の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。テロ発生現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要がある。
- ・事案の発生直後は、危険を回避し、被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、住民自らが危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
- ・柏原市は、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが求められる。そうした取り組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動がとられるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効であると考えられる。

第4章 住民の行動要領

1 警報が発令された場合にとるべき行動等

住民の安全を守るため、武力攻撃やテロなどが迫り又は発生した地域には、防災行政無線のサイレン※を使用して住民に注意を呼びかけることとしており、さらに、テレビ、ラジオなどの放送や市及び消防の広報車両などを通して、どのようなことが、どこで発生し、あるいは発生するおそれがあるのか、住民にどのような行動をとってほしいのか、といった警報の内容を伝えることとしている。

また、住民の避難が必要な地域には、同様な方法で避難の呼びかけを行う。

※ サイレン音については、国民保護ポータルサイト

(<http://www.kokuminhogo.go.jp/>) にてサンプル音を聴くことができる。

(1) 武力攻撃やテロなどが迫り又は発生した地域において警報が発令された場合に直ちにとるべき行動

① 屋内にいる場合

ア ドアや窓を全部閉める。

イ ガス、水道、換気扇を止める。

ウ ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。

② 屋外にいる場合

ア 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難する。

イ 自家用車などを運転している場合は、できる限り道路外の場所に車両を止める。

やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならないようにする。

(2) 落ち着いて情報収集に努める

警報をはじめ、テレビやラジオなどを通じて伝えられる各種情報に耳を傾け、情報収集に努める。

(3) 避難の指示が出されたら

避難の指示に基づき、自宅から避難所へ避難する場合には、以下のことに留意する。

ア 行政機関からの避難の指示としては、屋内への避難、近隣の避難所への避難、市区町村や府の区域を越えた遠方への避難などが考えられ、状況に応じた適切な指示が出されることとなる。

- イ 行政機関から避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。
- ウ 元栓をしめ、コンセントを抜いておく。冷蔵庫のコンセントは挿したままにしておく。
- エ 頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用し、非常持ち出し品を持参する。（非常持ち出し品については、「6. 日頃からの備え」を参照。）
- オ パスポートや運転免許証など、身分を証明できるものを携行する。
- カ 家の戸締りを確実に行う。
- キ 近所の人に声をかける。
- ク 避難の経路や手段などについて、行政機関からの指示に従い適切に避難する。

2 身の回りで急な爆発が起こった場合の行動等

身の回りで急な爆発が起こった場合などは、警報が発令されている、いないに関わらず、次のことに留意する。

（1）爆発が起こった場合

- ア とっさに姿勢を低くし、身の安全を守る。
- イ 周囲で物が落下している場合には、落下が止まるまで、頑丈なテーブルなどの下に身を隠す。
- ウ その後、爆発が起こった建物などからできる限り速やかに離れる。
- エ 警察や消防の指示に従って、落ち着いて行動する。
- オ テレビやラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努める。

（2）火災が発生した場合

- ア できる限り低い姿勢をとり、急いで建物から出る。
- イ 口と鼻をハンカチなどで覆う。

（3）瓦礫に閉じこめられた場合

- ア 明るくするためにライターなどにより火をつけないようにする。
- イ 動き回って粉じんをかき立てないようにし、口と鼻をハンカチなどで覆う。
- ウ 自分の居場所をまわりに知らせるために、配管などを叩く。
- エ 粉じんなどを吸い込む可能性があるので、大声を上げるのは最後の手段とする。

3 武力攻撃の類型などに応じた避難などの留意点

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものとなるかについて一概には言えないが、国民の保護に関する基本指

針においては、次の4つの類型を想定し、国民の保護のための措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにしている。

（１）ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

① 特徴

ア 突発的に被害が発生することもある。

イ 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設（生活関連等施設など）の種類によっては、被害が拡大するおそれがある。

ウ 核・生物・化学兵器や、放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）が使用されることも想定される。

② 留意点

突発的に被害が発生することもあるため、攻撃当初は一旦屋内に避難し、その後状況に応じ、行政機関からの指示に従い、適切に避難する。

（２）弾道ミサイルによる攻撃の場合

① 特徴

ア 発射前に着弾地域を特定することが極めて困難であり、短時間での着弾が予想される。このため、まず弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報が発令され、テレビやラジオなどを通じてその内容が伝えられる。その後、実際に弾道ミサイルが発射されたときは、その都度警報が発令され、着弾が予想される地域には、サイレンなどにより注意を呼びかけることとしている。

イ 弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。

② 留意点

攻撃当初は屋内へ避難し、その後状況に応じ、行政機関からの指示に従い、適切に避難する。屋内への避難に当たっては、近隣の堅牢な建物などに避難する。

（３）着上陸侵攻の場合

① 特徴

ア 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。

イ 航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。

ウ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。

② 留意点

ア 攻撃が予測された時点において、あらかじめ避難することも想定される。

イ 避難が必要な地域が広範囲にわたり遠方への避難が必要となるとともに、避難の期間が長期間にわたることも想定される。避難の経路や手段などについて、行政機関からの指示に従い、適切に避難する。

(4) 航空攻撃の場合

① 特徴

ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、あらかじめ攻撃目標を特定することは困難である。

イ 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることが想定される。

② 留意点

攻撃の目標地を特定せずに、屋内への避難が広範囲にわたって指示されることが考えられる。屋内への避難に当たっては、近隣の堅牢な建物などに避難する。その後状況に応じ、行政機関からの指示に従い、適切に避難する。

4 化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合の留意点

武力攻撃やテロなどの手段として化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合には、人体の機能障害を発生させるため、被害に対する特別な対応が必要となる。このため、テレビやラジオなどを通じて情報収集に努めるとともに、行政機関からの指示に従って行動することが重要となる。

(1) 化学剤が用いられた場合

① 特徴

- ア 化学剤は、その特性により、神経剤、びらん剤、血液剤、窒息剤などに分類されている。一般に地形や気象などの影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリンなどの神経剤は下を這うように広がる。特有のにおいがあるもの、無臭のものなど、その性質は化学剤の種類によって異なる。人から人への感染はないが、比較的早く、目の充血、咳込み、かゆみなどの症状が現れる。
- イ 触れたり、口に入れたり、吸引したりすることで人体に悪影響を及ぼすことから、飲食物や日用品などへの混入、人体への直接注入、爆発物や噴霧器などを使用した散布などが考えられる。
- ウ 国や府、市は連携して、原因物質の検知及び汚染地域の特定や予測をし、住民を安全な風上の高台に誘導する。また、化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、原因物質を取り除く措置などを実施する。
- エ 汚染された可能性があれば、可能な限り除染して、医師の診断を受ける必要がある。

② 留意点

- ア 口と鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など、汚染のおそれのない安全な地域に避難する。
- イ 屋内では、窓閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。
- ウ 2階建て以上の建物であれば、なるべく上の階へ避難する。
- エ 汚染された服、時計、コンタクトレンズなどは速やかに処分する必要があるが、汚染された衣服などをうかつに脱ぐと、露出している皮膚に衣服の汚染された部分が触れるおそれがある。特に頭からかぶる服を着ている場合には、はさみを使用して切り裂いてから、ビニール袋に密閉し、その後、水と石けんで手、顔、体をよく洗う。
- オ 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避け、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受ける。
- カ 化学剤傷病者への治療は一刻を争う。あやしいと感じたらすぐに周囲に知らせ、速やか

に警察や消防に通報するといった迅速な対応をとることが、その後の対処も早くなり、救命率の向上につながる。

(2) 生物剤が用いられた場合

① 特徴

- ア 生物剤は、人や動物を殺傷したり植物を枯らしたりすることなどを目的とした細菌や、ウイルスなどの微生物及び細菌や動植物などが作り出す毒素のことを指し、人に知られることなく散布することが可能である。触れたり、口に入れたり、吸引したりすることで人体に悪影響を及ぼすことから、化学剤と同様に、飲食物及び日用品などへの混入、人体への直接注入、爆発物や噴霧器などを使用した散布などが考えられる。
- イ 発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動し、後に生物剤が散布されたと判明した場合には、既に広域的に被害が発生している可能性がある。ヒトを媒体とする天然痘などの生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。
- ウ 国は、一元的な情報収集、データ解析などにより疾病を監視して、感染源や汚染された地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療を行い、まん延の防止に努める。
- エ 行政機関の情報や発生した症状などから感染の疑いがある場合は、医師の診断を受けるとともに、行政機関の行うまん延防止の措置に従うことが重要となる。

② 留意点

- ア 口と鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する。
- イ 屋内では、窓閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。
- ウ 屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉し、水と石けんで手、顔、体をよく洗う。
- エ 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避け、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受ける。
- オ 身近に感染した可能性のある人がいる場合は、その人が使用した家庭用品などに触れないようにし、頻繁に石けんで手を洗う。感染した可能性のある人も自らマスクをする。
- カ 米国で発生した炭そ菌事件のように、不審な郵便物が送られてきた場合には、郵便物を振ったり、匂いをかいだり、中身を開けたりせずに、可能であればビニール袋で包み、

すぐに警察などに通報する。もし開けてしまって不審物質がこぼれ出たような場合には、掃除をするべきではない。不審物質を直ちに何かで覆い、その部屋を離れて汚染された衣服をできるだけ早く脱ぎ、手を水と石けんで洗い流してすぐに警察などに通報する。

(3) 核物質が用いられた場合

① 特徴

- ア 核兵器を用いた攻撃による被害については、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風などによる物質の燃焼、建物の破壊、放射能汚染などの被害が生じ、その後は放射性降下物（放射能をもった灰）が拡散、降下することにより、放射線障害などの被害が生じる。
- イ 放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）の爆発による被害は、核爆発ほど大きな被害は生じないが、爆薬による被害と放射能による被害をもたらす。

② 留意点

- ア 屋内では、窓閉め・目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。
- イ 屋内に地下施設があれば、地下へ移動する。
- ウ 屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉し、水と石けんで手、顔、体をよく洗う。
- エ 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避ける。
- オ 被ばくや汚染のおそれがあるため、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受ける。

(4) 放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）の爆発の場合

- ア 「身の回りで急な爆発が起こった場合の行動等」と同様、爆発が起こった建物などからできる限り速やかに離れる。
- イ 爆発において特有の特徴がなく、放射性物質の存在が判明するまでに時間がかかることなどから、たとえ外傷がない場合でも、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受ける。

(5) 核爆発の場合

- ア 閃光や火球が発生した場合には、失明するおそれがあるので、直接見ないこと。
- イ とっさに遮蔽物の陰に身を隠す。近隣に建物があれば、その中へ避難する。地下施設やコンクリート建物であれば、より安全が確保できる。

ウ 上着を頭から被り、口と鼻をハンカチで覆うなどにより、皮膚の露出をなるべく少なくしながら、爆発地点からなるべく遠く離れる。その際、風下を避けて風向きに対してなるべく垂直方向に避難する。

5 けがなどに対する応急措置

武力攻撃やテロなどが発生すると、普段のように救急車がかけつけられないことも考えられる。怪我をしてしまった場合、自分は無事でも家族やまわりの人が怪我をしている場合、又は応急措置が必要な場合などに備えて、知識を身につけておくよう心がける。

(1) 切り傷などにより出血している場合

- ア 出血しているところを清潔なガーゼや布で強く押さえ、圧迫止血する。
- イ 骨折がないことを確認した上で、傷口は心臓よりも高くする。
- ウ 包帯を巻くときは患部を清潔に保つ。
- エ 直接血液に触れないよう、ビニール・ゴム手袋やスーパーの袋などを利用する。

(2) 火傷をしている場合

- ア 流水で患部を冷やす。
- イ 水ぶくれは破らないよう注意する。
- ウ 消毒ガーゼ又はきれいな布を当て、包帯をする。
- エ 必要以上に医薬品を使うのはやめる。

(3) 骨折している場合

- ア 出血している場合はその止血をする。
 - イ 負傷した箇所は必要以上に動かさない。
 - ウ 氷又は冷湿布などを利用して、ハレや痛みをやわらげる。
 - エ 可能であれば、添え木※を当て、骨折部分の上下を固定する。
 - オ さらに腕の場合は三角巾などで固定する。
- ※ 添え木は、棒や板、傘やダンボールなどで代用できる。

(4) ねんざしている場合

- ア 氷又は冷湿布などを利用して、ハレや痛みをやわらげる。
- イ 靴は添え木の替わりになるので、脱がずに、その上から三角巾や布で固定する。
- ウ 三角巾を棒状にし、中央を足の裏に当て、かかとを挟み足首の裏側に引き上げて交差させる。
- エ 三角巾の両端を足の甲に回して交差させ、両端をかかとの三角巾の内側に通す。
- オ 三角巾の両端を足の甲に回して結ぶ。

(5) かゆみや発疹など皮膚に異常が見られる場合

ア 汚染された衣類は、汚染物質が目や鼻と接触しないよう切り取り、ビニール袋に密閉する。

イ 流水と石鹸で手、顔、体を洗う。

(6) 体に火がついた場合

水や消火器により体についた火を消す。これらが無い場合は、決して走ったりせず、手について地面に転がる。

(7) 精神的ショックを受けている場合

家族や周囲の人が付き添い、また、出来る限り休憩や睡眠を取るようにする。

(8) 人が倒れている場合

① 周囲の安全を確認し、安全でないと判断した場合は、安全な場所に移動する。

② 次に基づいて、意識があるかどうかを調べる。

ア 呼びかけて返事はするか

イ 話はできるか

ウ 手足を動かしているか

エ 刺激に対して反応はあるか

③ 意識に障害があることが分かった場合は、救急車を呼ぶ。

ア ただちに医師の診察が必要なため、そばにいる人に直接「あなたが救急車を呼んでください」と助けを求める。

イ むやみにゆすったり起こしたりしない。

ウ 意識がない場合は、気道の確保が重要となる。額に手を置き、あご先を引き上げて、呼吸がしやすいように空気の通り道を確保する。口の中にものが詰まっていたら、取り除く。

④ 呼吸が止まっていたら、直ちに心臓マッサージ（胸骨圧迫）を行う。

手を重ね垂直に体重をかけ、胸の骨が約5cm（小児における深さは胸の厚さの1/3とする。また体が小さいため両手では強すぎる場合は片手で行う。）下方に圧縮されるように、1分間に100～120回の早さで行う。

6 日頃からの備え

地震などの災害に対する日頃からの備えとして、避難しなければならないときに持ち出す非常持出品や、数日間を自足できるようにするための備蓄品が各行政機関により紹介されているが、これらの備えは、武力攻撃やテロなどが発生し、避難をしなければならないなどの場合においても、大いに役立つものと考えられるため、家族全員で備えるよう心がける。

(1) 備蓄

① 非常持出品

ア 携帯用飲料水、食品（カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）

イ 貴重品（預金通帳、印鑑、現金など）、パスポートや運転免許証

ウ 救急用品

三角巾、包帯（4号・6号が便利）、はさみ・ピンセット、キズ口用の消毒液、常備薬（かぜ薬、胃腸薬、痛みどめなど）、安全ピン、消毒ガーゼ、きれいなタオル、ばんそうこう（大・小）、体温計

エ ヘルメット、防災ずきん、軍手（厚手の手袋）

オ 懐中電灯、携帯ラジオ・予備電池

カ 衣類（セーター、ジャンパー類）、下着、毛布

キ マッチ、ろうそく（水にぬれないようにビニールでくるむ）

ク 使い捨てカイロ、ウェットティッシュ、筆記用具（ノート、えんぴつ）

※ 新聞紙や大きなゴミ袋は、防寒や防水に役立つ。小さな子どもがいる家庭は、ミルク、ほ乳びん、紙おむつなども必要。

② 数日間を自足できるようにするための備蓄品（3日分が目安）

普段使っている物と同じ物を用意しておくとし便利。

ア 飲料水9リットル（3リットル×3日分）

イ ご飯（アルファ米：一度炊いた米を乾燥させたもので、お湯や水を注ぐだけで食べられ、非常食としても活用できる）4～5食分

ウ ビスケット1～2箱、板チョコ2～3枚、缶詰2～3缶

エ 下着2～3組、衣類：スウェット上下、セーター、フリースなど

※ さらに、攻撃の手段として化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合には、皮膚の露出を極力抑えるために、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用するとともに、マスクや折りたたんだハンカチ・タオル等を口及び鼻に当てて避難することが必要となる場合があるので、これらについても備えておくことが大切である。

（２）訓練への参加など

国民保護法に基づき、国や地方公共団体などは避難や救援などの国民保護に関する訓練を実施するときには、住民がこの行動要領を十分に活用して訓練に参加することにより、武力攻撃やテロなどにおける避難などについて、より理解を深めることができる。

第5章 避難実施要領パターン（案）

- （１）共通のパターン（事態テンプレート）
- （２）作成パターン①：八尾駐屯地を武装集団が占拠
- （３）作成パターン②：河内国分駅構内にて不審な薬物が散布された
- （４）作成パターン③：弾道ミサイルが本市域に着弾するとの予報
- （５）避難イメージ図の一例

【共通パターン】

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時

柏原市長

避難実施要領

1. 事態の状況、避難の必要性

- ・避難を必要とする事態の状況等
- ・今後の予測と影響範囲の推定

2. 避難の方法

- ・要避難地域、避難対象住民、集合場所等の指定
- ・避難開始時間、終了時間
- ・避難先の指定
- ・避難のための輸送方針
- ・避難行動要支援者の避難支援方法

3. 避難誘導の体制

（１）柏原市の組織・体制

ア 「国民保護対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」の設置

- ・設置時期：〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

※現地調整所等を設置する場合は、別途設置時期、場所等を指定

イ 体制、人員の配置

- ・配置人数
- ・防災関連機関との役割分担
- ・住民の避難誘導に当たる職員及び消防吏員の派遣の時期、場所等

（２）避難誘導に係る連絡調整

ア 職員間の連絡手段

- ・職員間の連絡方法、連絡先、伝達系統

イ 関係機関との連絡調整

- ・国、府、警察、自衛隊、関係事業者等

(3) 住民への情報伝達

- ・防災行政無線、広報車や消防車両等、市ホームページ、SNS等あらゆる手段を活用して伝達する。
- ・上記と並行し、消防団長などを通じて、住民への伝達を依頼する。
- ・避難行動要支援者名簿の事前登録者、避難支援にあたる者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- ・また、避難行動要支援者については、災害時の個別計画を活用するなど迅速な避難行動を取るよう呼び掛ける。
- ・近隣住民同士が声をかけあうように呼び掛ける。
- ・報道機関等に対し、避難実施要領の内容を提供し、報道を依頼する。
- ・外国人市民など、日本語に不慣れな者に対しては、国際交流協会等と連携し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(4) 一時集合場所への移動

- ・一時集合場所への住民の避難は、可能な限り徒歩で行うものとする。
- ・自力で避難することが困難なものは、災害時の個別計画等に沿った避難を行う。

(5) 指定避難所等への移動

- ・指定避難所等を開設した場合は、関係機関や要避難地域所在の住民に伝達する。
- ・避難者の状態に応じて、関係機関等と連携した支援を行う。
- ・指定避難所等までの移動は、手配した交通手段にて順次移動する。

4. 避難の実施に必要な事項

(1) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ・誘導にあたる職員及び消防吏員は、服装や交付した特殊腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。
- ・要避難地域への残留者に対しては、事態の状況、避難の必要性について説明し、直ちに退避するように促す。

(2) 住民に周知する留意事項

- ・電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締りを確実に実施する。
- ・なるべく頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子等を着用する。
- ・パスポートや運転免許証等の身分証明書を必ず携行するとともに、非常持ち出し品を持

参する。

- ・爆発音や銃撃音、その他の危険な事象が発生又は発生が予想される地点から速やかに離れる。また、あくまで避難を拒否する者や、空き巣等の犯罪者を発見した場合には、市対策本部、消防組合、警察署等に通報する。
- ・テレビ、ラジオ等の情報を確認し、誘導員等の指示に従い落ち着いて行動する。
- ・一時集合場所までの避難に際しては、隣近所の人に声をかけて行動する。
- ・要避難地域以外の住民は、外出を控え、避難のための交通の確保に協力するとともに、家族との連絡手段を確保しておく。

(3) 安全の確保

- ・避難誘導に当たる職員及び消防吏員の派遣にあたっては、派遣先及び派遣経路の安全を確認し、必要に応じて関係機関と連携を図る。
- ・生物剤又は化学剤等に汚染される恐れがある場合は、避難誘導に当たる職員に防護服を着用させる。
- ・また、汚染の危険区域外にて除染後、健康、安全が確認された状態で、誘導を実施し二次被害を防止する。

【作成パターン①：八尾駐屯地を武装集団が占拠】

令和〇〇年 10 月 1 日 14 時 00 分

柏原市長

避難実施要領

1. 事態の状況、避難の必要性

- ・午後2時頃、八尾駐屯地より電話にて武装集団に占拠されたとの報告があった。
- ・実行の主体、目的等は不明。現時点では負傷者は確認されていない。
- ・近隣住民や滞在者に被害が及ばないように要避難区域を定め、区域外への避難誘導を行う。

2. 避難の方法

- ・要避難区域：本郷4丁目、5丁目（八尾駐屯地から概ね半径1 k m以内）
対象者数：2,463人（R5.3の住基台帳人口）×94.7%（昼夜間率）＋650人（柏原高校生徒＋教員）＝約3,000人
- ・避難開始：午後2時00分、避難完了：午後4時00分
- ・避難先：住民：柏原小学校（大正1-9-53）、柏原東小学校（大県1-8-5）
柏原高校関係者：柏原東小学校（大県1-8-5）、市民文化センター（上市4-1-27）
- ・輸送方針：自力で避難が困難な者以外は徒歩にて避難
- ・避難行動要支援者は、市保有車両や地域の支援等により順次輸送する。

3. 避難誘導の体制

（1）柏原市の組織・体制

ア 「国民保護対策本部」の設置

- ・武装集団の目的が不明であるため、避難誘導時点では国民保護対策本部等の設置は行わず、情報収集体制を取る。その後、事態の状況に応じて国民保護対策本部の設置を検討する。
- ・八尾駐屯地内での事態であるため、施設管理者や国からの報告、指示内容に応じて市の対応方針を検討する。

イ 体制、人員の配置

- ・交差点等の避難誘導上の要所に市職員を配置する。
- ・国民保護計画に基づき福祉こども部、健康部職員を中心に、避難行動の支援が必要な者

の対応にあたる。

- ・政策推進部職員、消防組合は、近隣住民及び事業所への呼びかけ、避難誘導を行う。
- ・要避難区域内に高校があることから、市職員は施設管理者と連携しながら生徒の避難誘導を補助する。

(2) 避難誘導に係る連絡調整

- ・国民保護計画に基づき、危機管理課職員を中心に庁内及び関係機関への連絡・調整を行う。

(3) 住民への情報伝達

- ・防災行政無線、広報車や消防車両等、市ホームページ、SNS等あらゆる手段を活用して伝達する。
- ・上記と並行し、消防団長などを通じて、住民への伝達を依頼する。
- ・避難行動要支援者名簿の事前登録者、避難支援にあたる者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- ・避難行動要支援者については、災害時の個別計画を活用するなど迅速な避難行動を取るよう呼び掛ける。
- ・近隣住民同士が声をかけあうように呼び掛ける。
- ・報道機関等に対し、避難実施要領の内容を提供し、報道を依頼する。
- ・外国人市民など、日本語に不慣れな者に対しては、国際交流協会等と連携し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(4) 一時集合場所への移動

- ・一時集合場所は設けず、直接避難先である柏原小学校または市民文化センターに避難する。
- ・自力で避難することが困難なものは、災害時の個別計画等に沿った避難を行う。

(5) 指定避難所等への移動

- ・柏原小学校または市民文化センターを避難先とする旨を、関係機関や要避難地域所在の住民に伝達する。
- ・避難者の状態に応じて、医療・福祉等の関係機関と連携した支援を行う。

4. 避難の実施に必要な事項

(1) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ・誘導にあたる職員及び消防吏員は、服装や交付した特殊腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。
- ・要避難地域への残留者に対しては、事態の状況、避難の必要性について説明し、直ちに退避するように促す。
- ・誘導の際に柏原市域内に移動してきた武装集団を見かけた際には、衝突が起こらないような行動を取る。

(2) 住民に周知する留意事項

- ・電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締りを確実に実施する。
- ・なるべく頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子等を着用する。
- ・マイナンバーカードやパスポート、運転免許証等の身分証明書を必ず携行するとともに、非常持ち出し品を持参する。
- ・爆発音や銃撃音、その他の危険な事象が発生又は発生が予想される地点から速やかに離れる。また、あくまで避難を拒否する者や、空き巣等の犯罪者を発見した場合には、市職員、消防組合、警察署等に通報する。
- ・不審な人物を見かけた際には、速やかに距離を取り、避難中または避難後に市職員、消防組合、警察等に通報する。
- ・テレビ、ラジオ等の情報を確認し、誘導員等の指示に従い落ち着いて行動する。
- ・要避難地域以外の住民は、外出を控え、避難のための交通の確保に協力するとともに、家族との連絡手段を確保しておく。

(3) 安全の確保

- ・避難誘導に当たる職員及び消防吏員の派遣にあたっては、派遣先及び派遣経路の安全を確認し、必要に応じて関係機関と連携を図る。
- ・避難誘導に当たる職員自身が被害に遭わないよう、遅くとも避難完了時刻までには現地より1km以上の離れた場所に避難する。

【作成パターン②：河内国分駅構内にて不審な薬物が散布された】

令和〇〇年 10 月 1 日 8 時 00 分

柏原市長

避難実施要領

1. 事態の状況、避難の必要性

- ・午前8時頃、近鉄河内国分駅管理者より電話にて河内国分駅構内にて不審な薬物が散布されたとの報告があった。
- ・既に実行者は確保されているが、実行者の身元、目的、散布された薬物の種類、量等は不明。また、現時点で乗客100人が体調不良を訴えている。
- ・近隣住民や滞在者に被害が及ばないよう河内国分駅を要避難区域として定め、区域外への避難誘導を行う。
- ・医療救護班を構築し、負傷者への医療救護活動を実施する。

2. 避難の方法

- ・要避難区域：河内国分駅構内（国分本町1丁目地内）
- ・避難開始：午前8時00分、避難完了：午前8時15分
- ・避難先：特に定めず、駅構外に退避する。
- ・輸送方針：自力で避難が困難な者以外は徒歩にて避難
- ・避難行動要支援者は、防護服を着装した消防組合等の介助により避難する。

3. 避難誘導の体制

（1）柏原市の組織・体制

ア 「国民保護対策本部」の設置

- ・実行者は確保されておりこれ以上の事態発生はないが、国民保護対策本部を設置し応急救護等の対応にあたる。
- ・河内国分駅構内での事態であるため、施設管理者や近畿日本鉄道からの報告、指示内容に応じて市の対応方針を検討する。

イ 体制、人員の配置

- ・警戒区域周辺に市職員を配置し、駅構外に避難してきた乗客が周辺交通の妨げにならないよう、事態収束までの待機場所への誘導を行う。

（２）避難誘導に係る連絡調整

- ・国民保護計画に基づき、危機管理課職員を中心に庁内及び関係機関への連絡・調整を行う。

4. 医療救護活動の実施

（１）柏原市の組織・体制

- ・基本的に駅構内での負傷者への対応は、駅職員の通報により駆け付けた救急隊員により行われるが、その規模が過大である場合は国民保護措置の一環として市が医療救護班を編成し、医療救護活動を実施する。
- ・医療救護班の編成は国民保護計画に基づき、福祉子ども部・健康部を中心に、市医師会等の協力を得て行う。

（２）負傷者の搬送

- ・国民保護計画に基づき、救急車等の緊急車両で搬送する。

5. 避難の実施に必要な事項

（１）誘導に際しての留意点や職員の心得

- ・誘導にあたる職員及び消防吏員は、服装や交付した特殊腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。
- ・要避難区域への残留者に対しては、事態の状況、避難の必要性について説明し、直ちに退避するように促す。

（２）乗客及び周辺住民に周知する留意事項

- ・あくまで避難を拒否する者を発見した場合には、駅職員、市職員、消防組合、警察等に通報する。
- ・不審な人物を見かけた際には、速やかに距離を取り、避難中または避難後に市職員、消防組合、警察等に通報する。
- ・誘導員等の指示に従い落ち着いて行動する。
- ・要避難区域以外の住民は、警戒区域への立ち入りを禁止する。

【作成パターン③：弾道ミサイルが本市域に着弾するとの予報】

令和〇〇年 10 月 1 日 10 時 10 分

柏原市長

避難実施要領

1. 事態の状況、避難の必要性

- ・午前10時頃、Jアラートにより、某国から弾道ミサイルが発射され、本市周辺を通過もしくは着弾する可能性があるとの情報が流れた。
- ・市域全域を要避難区域に定め、なるべく堅牢な建物への屋内避難避難誘導を行う。

2. 避難の方法

- ・要避難区域：柏原市全域
- ・避難開始：午前10時10分、避難完了：午前10時20分
- ・避難先：各住民、近傍のなるべく堅牢な施設、地階がある場合は地階に避難
- ・輸送方針：各自避難

3. 避難誘導の体制

（1）柏原市の組織・体制

ア 「国民保護対策本部」の設置

- ・被害の規模、範囲等が不明でかつ時間的余裕もないことから、発令時点では国民保護対策本部等の設置はしない。その後、事態の状況に応じて設置する。

イ 体制、人員の配置

- ・被害の規模、範囲等が不明でかつ時間的余裕もないことから体制構築、人員配置等を行わず、各自避難を基本とする。

（2）避難誘導に係る連絡調整

- ・国民保護計画に基づき、危機管理課職員を中心に庁内及び関係機関への連絡・調整を行う。

（3）住民への情報伝達

- ・防災行政無線、市ホームページ、SNS等あらゆる手段を活用して伝達する。
- ・近隣住民同士が声をかけあうように呼び掛ける。

- ・報道機関等に対し、避難実施要領の内容を提供し、報道を依頼する。
- ・外国人市民など、日本語に不慣れな者に対しては、国際交流協会等と連携し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

（４）一時集合場所への移動

- ・一時集合場所は設けず、直接各々の近傍でなるべく堅牢な建物内に避難する。

（５）指定避難所等への移動

- ・集団避難は行わず、直接各々の近傍でなるべく堅牢な建物内に避難する。

４．避難の実施に必要な事項

（１）誘導に際しての留意点や職員の心得

- ・時間的余裕がないことから、住民に周知する場合においても自らの屋内避難が遅れないようにする。

（２）住民に周知する留意事項

- ・ミサイル発射に伴う警報発令時には、住民は、近傍のなるべく堅牢な建物内に避難できるように、あらかじめ個々のとるべき対応を周知する。また、堅牢な建物がない場合でも、屋内避難を行うよう周知徹底する。
- ・屋内避難の周知と合わせて、窓ガラス等爆風により飛散する可能性のある物から離れ、極力建物の中心部に移動し姿勢を低くして備えることを周知する。
- ・車両内にいる者に対しては、警報発令時には、車両を道路の外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。
- ・電車内にいる者に対しては、警報発令時には最寄り駅に下車し、駅舎の最下層中央部もしくは、駅ビル及び最寄りの堅牢な施設に避難するよう周知する。
- ・外出先においても屋内避難を基本とするが、周囲に建物がない場合や、時間的余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知する。
- ・住民に対しては、屋内避難時に備えて、数日分の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書、支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(3) 安全の確保

- ・屋内避難後は、弾道ミサイルの弾頭の種類が核、生物剤又は化学剤である場合に備え、屋内では、窓を閉め、エアコン、換気扇を止め、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。
- ・ミサイル着弾後または不発の場合も、避難の指示が行われるまで屋内避難を続ける。
- ・避難時に閃光や火球が発生した場合には、失明するおそれがあるので直接見ない。
- ・近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いたときは、当該現場から離れるとともに、市、消防又は警察署等に連絡する。また、着弾地点の周辺に興味本位で近づかない。
- ・屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉し、水と石鹼で手、顔、体をよく洗う。
- ・安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避け、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受ける。

【避難イメーシ図の一例】

作成パターン①：入尾駐屯地を武装集団が占拠

